

新		旧	
特記仕様書 (旭川市土木部土木建設課 令和7年6月版)		特記仕様書 (旭川市土木部土木建設課 令和7年2月版)	
仕様書目次		仕様書目次	
1. 総則（共通）	記載ページ	1. 総則（共通）	記載ページ
□ (1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって	1	□ (1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって	1
□ (2) 一般	2,3	□ (2) 一般	2,3
□ (3) 工事施工前に際して	4	□ (3) 工事施工前に際して	4
□ (4) 工事施工前・施工時に際して	4,5,6	□ (4) 工事施工前・施工時に際して	4,5,6
□ (5) 建設費退還金共済について	7	□ (5) 建設費退還金共済について	7
□ (6) 交通誘導要員について	8	□ (6) 交通誘導要員について	8
□ (7) 工事標準	9,10	□ (7) 工事標準	9,10
□ (8) 建設標準について	11,12	□ (8) 建設標準について	11,12
□ (9) 週休2日工事の実施について	13	□ (9) 週休2日工事の実施について	13
□ (10) 週休2日交代制工事の実施について	14	□ (10) 週休2日交代制工事の実施について	14
□ (11) フレックス方式赤信号制御区間の素地について	15	□ (11) フレックス方式赤信号制御区間の素地について	15
5. 使用資材（選択）		5. 使用資材（選択）	
□ (1) 生コンクリート	46	□ (1) 生コンクリート	46
□ (2) 区画線	46	□ (2) 区画線	46
□ (3) 瀝青材	46	□ (3) 瀝青材	46
□ (4) 再生骨材（コンクリート廃材）	47	□ (4) 再生骨材（コンクリート廃材）	47
□ (5) 生芝	47	□ (5) 生芝	47
□ (6) 枯樹樹木等の植え替えについて	47	□ (6) 枯樹樹木等の植え替えについて	47
□ (7) 塗料	48	□ (7) 塗料	48
□ (8) 再生アスファルト安定処理（旭川市製）	48	□ (8) 再生アスファルト安定処理（旭川市製）	48
6. 各種様式（共通）		6. 各種様式（共通）	
履行報告書	様式-1	履行報告書	様式-1
道路（河川）工事等察察一覧表	様式-2	道路（河川）工事等察察一覧表	様式-2
施工体制図	様式-3-1	施工体制図	様式-3-1
作業員名簿	様式-3-2	作業員名簿	様式-3-2
建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（再下請負通知書様式）	様式-4	建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（再下請負通知書様式）	様式-4
(1) 工程関係	様式-5	(1) 工程関係	様式-5
(2) 公費関係	16,17	(2) 公費関係	16,17
(3) 安全対策関係	17	(3) 安全対策関係	17
(4) 工事用道路関係	様式-7	(4) 工事用道路関係	様式-7
(5) 建設副産物・廃棄物関係	18~21	(5) 建設副産物・廃棄物関係	18~21
(6) 積卸歩道及び車両出入口切り下げ関係	22	(6) 積卸歩道及び車両出入口切り下げ関係	22
工事施工協議書	様式-10	工事施工協議書	様式-10
段階確認図	様式-11	段階確認図	様式-11
立ち会い	様式-12	立ち会い	様式-12
社内検査実施結果報告書	様式-13	社内検査実施結果報告書	様式-13
安全訓練等実施報告書	様式-14	安全訓練等実施報告書	様式-14
使用資材承認図	様式-15	使用資材承認図	様式-15
交通誘導要員自覚定通告知書	様式-16	交通誘導要員自覚定通告知書	様式-16
交通誘導要員配置時間集計表	様式-17	交通誘導要員配置時間集計表	様式-17
フロント搬入量確定確認書	様式-18	フロント搬入量確定確認書	様式-18
境界点等地先立合簿	様式-19	境界点等地先立合簿	様式-19
「緑道共」共有道路の配布状況調査表	様式-20	「緑道共」共有道路の配布状況調査表	様式-20
旭川市道路照明設置一覧表	様式-21	旭川市道路照明設置一覧表	様式-21
旭川市道路照明台帳	様式-22	旭川市道路照明台帳	様式-22
路面ヒータ稼働時間調査	様式-23	路面ヒータ稼働時間調査	様式-23
取りまの結果表	様式-24	取りまの結果表	様式-24
休憩圖	様式-25	休憩圖	様式-25
隣接工作物等所有権確認簿	様式-26	隣接工作物等所有権確認簿	様式-26
17. その他	35	17. その他	35
4. 使用資材（共通）		4. 使用資材（共通）	
(1) 礫石	36~38	(1) 礫石	36~38
(2) 側溝	39,40	(2) 側溝	39,40
(3) アスファルトコンクリート	41~44	(3) アスファルトコンクリート	41~44
(4) 取付管用支管	45	(4) 取付管用支管	45
(5) 管土	45	(5) 管土	45

- 日付の変更
- チェックボックスの追加

新	旧
<p>注 意 事 項</p> <p>1 「1, 2, 4, 6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、土木建設課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。 「3, 5」(選択)については、設計図書に添付されている内容を優先する。 土木建設課ホームページのアドレスは下記のとおり。 <a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html</a></p> <p>2 土木建設課等ホームページの各種マニュアルなどに記載されている「工事旬報」を「履行報告書」に読み替えること。</p> <p>3 本特記仕様書は、令和7年6月20日以後に公告する請負工事から適用する。</p> <p>○日付の変更</p>	<p>注 意 事 項</p> <p>1 「1, 2, 4, 6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、土木建設課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。 「3, 5」(選択)については、設計図書に添付されている内容を優先する。 土木建設課ホームページのアドレスは下記のとおり。 <a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html</a></p> <p>2 土木建設課等ホームページの各種マニュアルなどに記載されている「工事旬報」を「履行報告書」に読み替えること。</p> <p>3 本特記仕様書は、令和7年2月25日以後に公告する請負工事から適用する。</p>
<p>改定ページ：注意事項</p>	

新	旧
<p><b>⑦ 工事標識</b></p> <p>ア 工事標識は下記を標準とし、これによりがたい場合は監督員と協議すること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="257 343 638 630"> <p><b>工事標識①</b></p> </div> <div data-bbox="683 343 1041 630"> <p><b>工事標識②</b></p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事標識①の「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、工事名については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。</li> <li>工事標識②の「お願い」の文字は赤色とし、その他の文字及び線は青色、地を白色とする。</li> <li>工事標識の工事期間については、実際の交通上支障となる期間を記入する。</li> <li>工事標識の時間帯については、原則8:00～18:00の範囲内で定めるものとするが、これによりがたい場合は監督員と協議して定めるものとする。</li> <li>工事標識①の「〇〇をなしています」については参考として下記のものとする。「道路をなしています」「歩道をなしています」「道路をつくっています」</li> <li>工事標識②の〇〇工事には、「道路」「舗装」「橋梁」「照明」「植栽」「構設」等を記入する。</li> <li>工事標識の発注者電話番号は、各係の直通電話番号を記入すること。 ①建設第1係 (25-9795) ②建設第2係 (25-9707) ③建設第3係 (25-9706)</li> <li>工事標識の設置期間は現地測量の開始日から現地作業の終了日までとする。ただし、引き続き舗装工事等が施工される場合は、次期工事との引継ぎ日までとする。</li> </ul>	<p><b>⑦ 工事標識</b></p> <p>ア 工事標識は下記を標準とし、これによりがたい場合は監督員と協議すること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1153 343 1534 630"> <p><b>工事標識①</b></p> </div> <div data-bbox="1579 343 1937 630"> <p><b>工事標識②</b></p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事標識①の「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、工事名については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。</li> <li>工事標識②の「お願い」の文字は赤色とし、その他の文字及び線は青色、地を白色とする。</li> <li>工事標識の工事期間については、実際の交通上支障となる期間を記入する。</li> <li>工事標識の時間帯については、原則8:00～18:00の範囲内で定めるものとするが、これによりがたい場合は監督員と協議して定めるものとする。</li> <li>工事標識①の「〇〇をなしています」については参考として下記のものとする。「道路をなしています」「歩道をなしています」「道路をつくっています」</li> <li>工事標識②の〇〇工事には、「道路」「舗装」「橋梁」「照明」「植栽」「構設」等を記入する。</li> <li>工事標識の発注者電話番号は、各係の直通電話番号を記入すること。 ①建設第1係 (25-9795) ②建設第2係 (25-9707) ③建設第3係 (25-9706)</li> <li>工事標識の設置期間は現地測量の開始日から現地作業の終了日までとする。ただし、引き続き舗装工事等が施工される場合は、次期工事との引継ぎ日までとする。</li> </ul>
<p>○チェックボックスの追加 ○デザインシステムマークの追加 ○看板記載項目の修正</p>	
<p>改定ページ：P.9</p>	

新	旧
<p>☑ イ デザインシステムマークの利用について                      (ア) 利用における注意点                      ・縦横比を変更しない。                      ・傾けない。                      ・バランスを変えない。                      ・影等の要素を付加えない。                      ・視認性が悪い背景の上に配置しない。                      ・縁取りで表示しない。                      ・組み方を変えない。                      ・部分的に色を反転させない。                      ・規定外の色を使用しない。</p> <p>☑ ウ 工事現場に掲げる標識類について</p> <p>(7) 建設業の許可票                      ・工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。                      ・発注者から直接請け負ったものに限って提示する。                      ・寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。</p> <p>(4) 労災保険関係成立票                      ・工事現場の見やすい場所に掲示すること。                      ・「事業主代理人の氏名」欄については、代理人の届け出が無い場合は空欄とすること。                      ・寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。</p> <p>(9) 施工体系図                      ・工事標識など、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(13) 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示                      ・工事現場の見やすい場所に掲示すること。                      ・下請契約のある工事について掲示する。</p> <div data-bbox="353 667 943 746" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(記載例)                          下請負人となった皆様へ。                          この建設工事で請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは                          再下請負通知を行わなければなりません。                          ○○(※書類を提出すべき場所)まで再下請負通知書を提出してください。                          △△建設(※作成建設業者の商号または名称)</p> </div> <p>(オ) 建設業退職金共済制度 適用事業主 工事現場標識(シール)                      ・見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(カ) 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書                      ・工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。</p> <p style="text-align: center;">- 10 -</p>	<p>イ 工事現場に掲げる標識類について</p> <p>(7) 建設業の許可票                      ・工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。                      ・発注者から直接請け負ったものに限って提示する。                      ・寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。</p> <p>(4) 労災保険関係成立票                      ・工事現場の見やすい場所に掲示すること。                      ・「事業主代理人の氏名」欄については、代理人の届け出が無い場合は空欄とすること。                      ・寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。</p> <p>(9) 施工体系図                      ・工事標識など、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(13) 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示                      ・工事現場の見やすい場所に掲示すること。                      ・下請契約のある工事について掲示する。</p> <div data-bbox="1238 523 1827 603" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(記載例)                          下請負人となった皆様へ。                          この建設工事で請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは                          再下請負通知を行わなければなりません。                          ○○(※書類を提出すべき場所)まで再下請負通知書を提出してください。                          △△建設(※作成建設業者の商号または名称)</p> </div> <p>(オ) 建設業退職金共済制度 適用事業主 工事現場標識(シール)                      ・見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(カ) 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書                      ・工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。</p> <p style="text-align: center;">- 10 -</p>
<p>改定ページ：P.10</p>	

○チェックボックスの追加

○文言の追加